

議案第七十七号

港区奨学金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和六年十二月九日

港区教育委員会

令和6年12月9日
教育委員会議案資料 No. 1

港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

港区奨学資金に関する条例施行規則（昭和五十三年港区規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「経済状況報告書」を「経済状況等報告書」に改める。

第十一条中「奨学生の生計を維持する者」を「生計維持者」に改める。

第二号様式を次のように改める。

奨学金給付申請書

ふりがな			生年月日	年 月 日			
氏 名							
現住所	〒 丁目 番 号 電話番号						
在学学校	立 学校 学部・学科（ 在学 ・ 卒業見込み・ 卒業 ）						
進学希望校名 ※進学予定者のみ記入	(第一希望校) 立 学校 学部・学科 (第二希望校) 立 学校 学部・学科						
給付希望理由							
区市町村民税 課税標準額	円						
生計維持者	1	ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄	
		氏名					
		現住所					
		区市町村民税 課税標準額	円				
	2	ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄	
		氏名					
		現住所					
		区市町村民税 課税標準額	円				
申請者と生計維持者の資産の合計額 ※該当する場合は✓を入れてください。			☐ 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）に該当します。				
生計維持者が扶養している子ども等の人数 ※該当するものに✓を入れてください。			☐ 生計維持者が区市町村民税の扶養親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの尊属である者」又は「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）である者」でない人の数が二以上の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 ☐ 上記の世帯に該当しません。				
在学学校又は進学希望校の授業料の年額			円				

港区奨学資金に関する条例及び港区奨学資金に関する条例施行規則に規定する事項を承知し、奨学金の給付を受けたいので申請します。なお、申請に当たり、給付の適否及び多子世帯の判定に必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

申請者

生計維持者

生計維持者

(宛 先) 港 区 長

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第7条関係）

経済状況等報告書

ふりがな				生年月日	
氏 名				年 月 日	
現 住 所					
奨学生番号					
区市町村民税 課税標準額		円			
生計維持者				区市町村民税課税標準額	
1	氏 名		続柄	円	
	現住所				
2	氏 名		続柄	円	
	現住所				
本人及び 生計維持者の 資産の合計額		(↓該当する場合は✓を入れてください。) ☐ 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が 2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万 円未満）に該当します。			
生計維持者が扶養して いる子ども等の人数 ※該当するものに✓を 入れてください。		☐ 生計維持者が区市町村民税の扶養親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの 尊属である者」又は「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者） である者」でない人の数が二以上の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 ☐ 上記の世帯に該当しません。			

以上のとおり、私と私の生計維持者の経済状況等について報告します。なお、奨学金の給付額の確認及び多子世帯の判定に当たり、必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

本 人

生計維持者

生計維持者

（宛先）港区長

付 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の港区奨学資金に関する条例施行規則第二号様式は、この規則の施行の日前においても、同日以後に給付される奨学資金の申請をする場合に使用することができる。

港区奨学資金に関する条例施行規則新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (在学状況の報告等) 第七条 (略) 2 (略) 3 給付奨学生は、毎年十一月末日までに経済状況等報告書(第十一号様式)に経済状況を証する書面を添えて区長に報告しなければならない。 4 (略) (中略) (届出の義務) 第十一条 奨学生(貸付奨学生であつた者を含む。第二号から第四号までを除き、以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める様式により直ちに区長に届け出なければならない。ただし、奨学生が傷病その他の理由により届け出ることができないときは、生計維持者又は連帯保証人が当該奨	(前略) (在学状況の報告等) 第七条 (略) 2 (略) 3 給付奨学生は、毎年十一月末日までに経済状況報告書(第十一号様式)に経済状況を証する書面を添えて区長に報告しなければならない。 4 (略) (中略) (届出の義務) 第十一条 奨学生(貸付奨学生であつた者を含む。第二号から第四号までを除き、以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める様式により直ちに区長に届け出なければならない。ただし、奨学生が傷病その他の理由により届け出ることができないときは、奨学生の生計を維持する者又は連帯

学生に代わつてこれを届け出なければならない。

一 奨学生、生計維持者又は連帯保証人の住所、氏名等に変更があつたとき。住所等変更届（第十七号様式）

二 四（略）

2 生計維持者又は連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、奨学生死亡届（第二十一号様式）により直ちに区長に届け出なければならない。

（中略）

第一号様式（略）

第二号様式（別紙のとおり）

第三号様式 第十号様式（略）

第十一号様式（別紙のとおり）

第十二号様式 第三十号様式（略）

付 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の港区奨学資金に関する条例施行規則第二号様式は、この規則の施行の日前においても、同日以後に給付される奨学資金の申請をする場合に使用することができる。

保証人が当該奨学生に代わつてこれを届け出なければならない。

一 奨学生、奨学生の生計を維持する者又は連帯保証人の住所、氏名等に変更があつたとき。住所等変更届（第十七号様式）

二 四（略）

2 奨学生の生計を維持する者又は連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、奨学生死亡届（第二十一号様式）により直ちに区長に届け出なければならない。

（中略）

第一号様式（略）

第二号様式（別紙のとおり）

第三号様式 第十号様式（略）

第十一号様式（別紙のとおり）

第十二号様式 第三十号様式（略）

第 2 号様式 (第 2 条関係)

奨 学 金 給 付 申 請 書

ふりがな			生年月日	年	月	日			
氏 名									
現住所	〒 丁目 番 号 電話番号								
在 学 校	立 学校 学部・学科 (在 学 ・ 卒業見込み ・ 卒 業)								
進学希望校名 ※進学予定者のみ記入	(第一希望校)	立	学校	学部・学科					
	(第二希望校)	立	学校	学部・学科					
給付希望理由									
区市町村民税 課税標準額	円								
生計維持者	1	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
	2	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
申請者と生計維持者の資産の合計額 ※該当する場合は✓を入れてください。			☐ 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が2,000万円未満 (生計維持者が1人の場合は1,250万円未満) に該当します。						
生計維持者が扶養している子ども等の人数 ※該当するものに✓を入れてください。			☐ 生計維持者が区市町村民税の扶養親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの尊属である者」又は「扶養する生計維持者の年長者 (生計維持者より先に生まれた者) である者」でない人の数が二以上の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 ☐ 上記の世帯に該当しません。						
在 学 校 又 は 進 学 希 望 校 の 授 業 料 の 年 額			円						

港区奨学資金に関する条例及び港区奨学資金に関する条例施行規則に規定する事項を承知し、奨学金の給付を受けたいので申請します。なお、申請に当たり、給付の適否及び多子世帯の判定に必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

申 請 者 _____

生計維持者 _____

生計維持者 _____

(宛 先) 港 区 長

奨 学 金 給 付 申 請 書

ふりがな			生年月日	年	月	日			
氏 名									
現住所	〒 丁目 番 号 電話番号								
在 学 校	立 学校 学部・学科 (在 学 ・ 卒業見込み・ 卒業)								
進学希望校名 ※進学予定者のみ記入	(第一希望校) 立 学校 学部・学科 (第二希望校) 立 学校 学部・学科								
給付希望理由									
区市町村民税 課税標準額	円								
生計維持者	1	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額						円	
	2	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額						円	
	3	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額						円	
申請者と生計維持者の資産の合計額 ※該当する場合は✓を入れてください。			☐ 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が2, 0 0 0 万円未満 (生計維持者が1人の場合は1, 2 5 0万円未満) に該当します。						
在 学 校 又 は 進 学 希 望 校 の 授 業 料 の 年 額			円						

港区奨学資金に関する条例及び港区奨学資金に関する条例施行規則に規定する事項を承知し、奨学金の給付を受けたいので申請します。なお、申請に当たり、給付の適否に必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

申 請 者

生計維持者

生計維持者

(宛 先) 港 区 長

(改正案)

第11号様式(第7条関係)

経済状況等報告書

ふりがな				生年月日	
氏 名				年 月 日	
現 住 所					
奨学生番号					
区市町村民税 課税標準額		円			
生計維持者				区市町村民税課税標準額	
1	氏 名		続柄	円	
	現住所				
2	氏 名		続柄	円	
	現住所				
本人及び 生計維持者の 資産の合計額		(↓該当する場合は✓を入れてください。) ☐ 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が 2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万 円未満)に該当します。			
生計維持者が扶養して いる子ども等の人数 ※該当するものに✓を 入れてください。		☐ 生計維持者が区市町村民税の扶養親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの 尊属である者」又は「扶養する生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者) である者」でない人の数が二以上の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 ☐ 上記の世帯に該当しません。			

以上のとおり、私と私の生計維持者の経済状況等について報告します。なお、奨学金の給付額の確認及び多子世帯の判定に当たり、必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

本 人

生計維持者

生計維持者

(宛先) 港区長

(現 行)

第 1 1 号様式 (第 7 条関係)

経済状況報告書

ふりがな				生年月日	
氏 名				年 月 日	
現 住 所					
奨学生番号					
区市町村民税 課税標準額		円			
生計維持者				区市町村民税課税標準額	
1	氏 名		続柄	円	
	現住所				
2	氏 名		続柄	円	
	現住所				
3	氏 名		続柄	円	
	現住所				
本人及び 生計維持者の 資産の合計額		(↓該当する場合は✓を入れてください。) ☐ 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が 2, 0 0 0 万円未満 (生計維持者が 1 人の場合は 1, 2 5 0 万 円未満) に該当します。			

以上のとおり、私と私の生計維持者の経済状況について報告します。なお、奨学金の給付額の確認に当たり、必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

本 人

生計維持者

生計維持者

(宛先) 港区長

港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

審議内容

「港区奨学資金に関する条例」の一部改正に伴い、「港区奨学資金に関する条例施行規則」を一部改正します。

1 趣旨（別紙1 港区奨学資金制度の見直しイメージ参照）

扶養する子どもが2人以上（以下「多子世帯」といいます。）の世帯においては、子育てや教育に掛かる費用の負担が大きいことなどを踏まえ、経済状況にかかわらず子どもが大学等に進学することができるよう、多子世帯を対象に給付型奨学金制度による支援を拡充するとともに、貸付型奨学金をより利用しやすい制度とするよう、返還免除規定を緩和するため、「港区奨学資金に関する条例」の一部条例改正を令和6年第4回定例会に提出しました。

条例改正に伴い、関連する規則（「港区奨学資金に関する条例施行規則」）を一部改正します。

2 主な改正内容

（1）多子世帯に係る申告（第2号様式（第2条関係））

給付奨学生において、多子世帯に該当する場合は、給付区分（D・E区分）が多子世帯でない場合と異なるため、申請時に提出いただく「奨学金給付申請書」内に、生計維持者が扶養している子ども等の人数について申告していただくよう一部改正します。

（2）多子世帯の変更に係る報告（第11号様式（第7条関係））

給付奨学生において、毎年11月までに提出いただく「経済状況報告書」内に、生計維持者が扶養している子ども等の人数について申告していただくよう一部改正します。

なお、扶養している子どもの人数については、各年度に課税される住民税において、その年度の前年の12月31日時点で判定を行い、扶養する子ども等の人数に変更があった場合は、翌年の10月分から給付額が見直されます。

【例】令和5年4月に扶養する子どもの数に変更があった場合（令和6年度住民税情報に反映）

➡令和6年10月分からの給付額の判定において反映されます。

令和6年4月に扶養する子どもの数に変更があった場合（令和7年度住民税情報に反映）

➡令和7年10月分からの給付額の判定において反映されます。

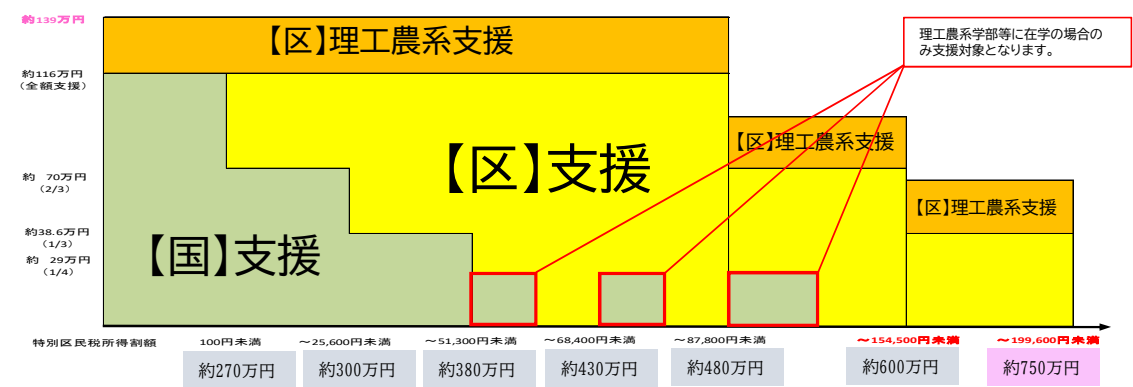
3 施行期日

公布の日

4 その他

本条例改正に合わせて、給付型奨学金の給付対象とならない世帯の子どもの学びを支援するため、貸付型奨学金の対象となる所得制限の撤廃を行う予定です。

●扶養する子どもが1人の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



【見直しの考え方】
(参考)「都民のくらしむき」東京都生計分析調査報告

(1)世帯人数3.27人における毎月の実支出は約484,000円(教育費を除く)
➡1人あたり、約148,000円

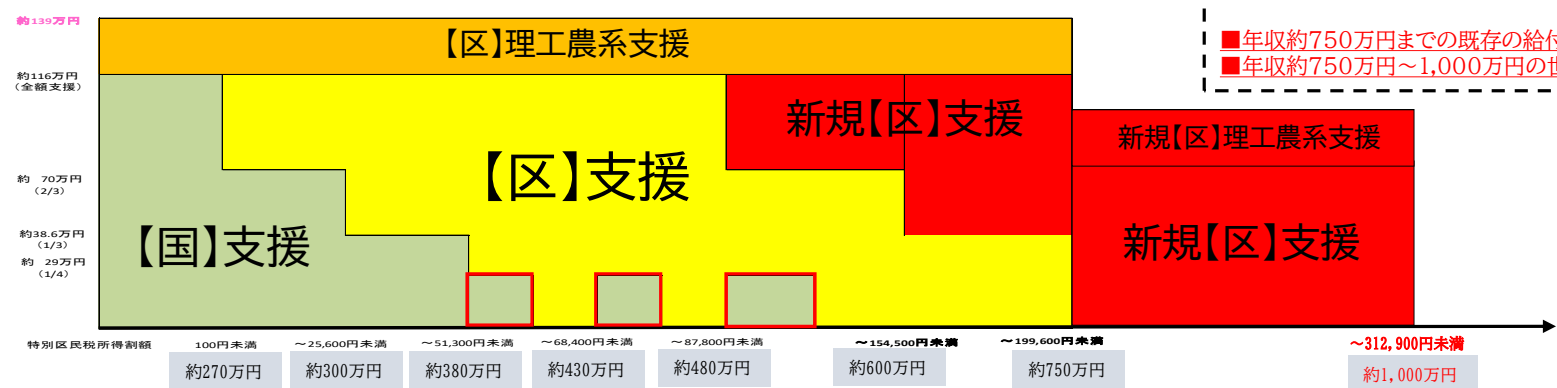
(2)年収別における世帯の毎月の黒字額
年収約600万～800万円:約147,000円
年収約800万～1,000万円:約201,000円

(3)世帯人数が1人増えた場合(子ども2人の4人家族を想定)の毎月の実支出の増加分
➡約148,000円

(4)(3)の子どもが2人いる場合の世帯の黒字額について(世帯人数4.27人)
➡年収約600万～800万円:△1,000円(年額△12,000円)
⇒子どもが1人増えることにより、教育費の捻出が難しい。
年収約800万～1,000万円:53,000円(年額636,000円)
⇒全額支援(116万円)と比較すると524,000円不足。

■年収約750万円までの既存の給付対象については10/10給付
■年収約750万円～1,000万円の世帯については全額の2/3給付(約77万円)

●扶養する子どもが2人の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)



●扶養する子どもが3人以上の場合(私立大学(自宅通学)・理工農系学部等に在学)

